

2229 付 錄

付

錄

付
録

特許、実用新案、意匠、商標及び国際出願の手数料

(令和二年一月三一日現在)

(根拠法令) 特許法第一〇七条、第一九五条、実用新案法第三一条、第五四条、意匠法第四二条、第六七条、商標法第四〇条、第七六条、特例法第四〇条、国際出願法第四一八条、特許法等関係手数料令等

出願関係

出願料

特許出願

外国語書面出願

一件につき 一万四千円

一件につき 二万二千円

特許法第三八条の三第三項の規定による手続

一件につき 一万四千円

特許法第一八四条の五第一項の規定による手続

一件につき 一万四千円

(1) 特許

特許法第一八四条の二十第一項の規定による申出

一件につき 一万四千円

特許法第一八四条の二十第一項

		(2) 実用新案		特許権存続期間の延長登録出願	
		実用新案登録出願		一件につき 七万四千円	
		実用新案法第四十八条の五第一項の規定による手続		一件につき 一万四千円	
		実用新案法第四十八条の十六第一項の規定による申出	意匠登録出願	一件につき 一万四千円	一件につき 一万四千円
		意匠法第十四条第一項の規定による秘密の請求	意匠登録出願	一件につき 一万六千円	一件につき 一万六千円
		商標登録出願	商標登録出願	一件につき 五千百円	一件につき 五千百円
		防護標章出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願	防護標章出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願	一件につき三千四百円に一の区分につき八千六百円を加えた額	一件につき六千八百円に一の区分につき一万七千二百円を加えた額
(1a) 特許 平成三一年四月一日以降の出願		出願審査請求料等	(4) 商標	(3) 意匠	(2) 実用新案

2233 付 錄

				出願審査請求
(特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願)	(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願)	(特許庁による明細書、特許誤証訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)	(特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合)	出願審査請求
（特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願）	（特許庁による明細書、特許誤証訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）	（特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合）	（特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願）	（特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願）
（特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願）	（特許庁による明細書、特許誤証訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）	（特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合）	（特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願）	（特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願）

		(2) 実用新案			
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願)	(特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)	請求の範囲又は図面の補正 誤訳訂正書による明細書、特許 調査報告書を提示した場合)	技術評価請求	（特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願）	円を加えた額
（特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願）	（特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願）	一件につき八千四百円に一請求項につき二百円を加えた額	一件につき四万二千円に一請求項につき一千円を加えた額	一件につき 九万四千円に一請求項につき三千二百円を加えた額	一件につき 十万六千円に一請求項につき三千六百円を加えた額
円を加えた額	出願			平成三年三月三一日以前の国際出願日を有する	
		(注1)			

		明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正	
		一件につき	千四百円
審判関係			
1・審判（再審）請求			
（1）特許			
審判（再審）請求			
昭和六三年一月一日以後の出願			
昭和六二年一二月三一日以前の出願			
特許権の存続期間の延長登録又はその拒絶査定に係る審判（再審）請求			
昭和六三年一月一日以後の出願			
昭和六二年一二月三一日以前の出願			
無効審判係争中の明細書又は図面の訂正請求			
昭和六二年一二月三一日以前の			
昭和六三年一月一日以後の出願			
昭和六二年一二月三一日以前の			
一件につき二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円を加えた額			
一件につき 五万五千円			
一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額			
一件につき二万七千五百円			

（注1）実用新案については、上記出願料と併せて第一年から第三年までの実用新案登録料を出願時に納付する必要があります。実用新案登録料は、特許・登録料関係（2）を参照ください。

出願	特許異議の申立て	特許異議の申立て係争中の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求	一件につき一万六千五百円に一請求項につき二千四百円を加えた額	円に一発明につき二万七千五百円を加えた額
（2）実用新案	判定請求	裁判請求	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額	一件につき四万九千五百円に一発明につき二万七千五百円を加えた額
特許異議の申立ての審理への参加申請	審判又は再審への当事者の参加申請	裁判の取消請求	一件につき五万五千円	一件につき四万円
一件につき四万九千五百円	一件につき三千三百円	一件につき一万六千五百円	一件につき五万五千円	一件につき四万円

審判（再審）請求	五百円を加えた額
判定請求	一件につき 四万円
裁定請求	一件につき 五万五千円
裁定取消請求	一件につき 二万七千五百円
審判又は再審への当事者の参加申請	一件につき 五万五千円
審判又は再審への補助参加申請	一件につき 一万六千五百円
(3) 意匠	
審判（再審）請求	一件につき 五万五千円
判定請求	一件につき 四万円
裁定請求	一件につき 五万五千円
裁定の取消請求	一件につき 二万七千五百円
審判又は再審への当事者の参加申請	一件につき 五万五千円

					審判又は再審への補助参加申請	一件につき 一万六千五百円
					(4) 商標	
					審判（再審）請求	
					商標（防護標章）登録異議申立	
					判定請求	
					審判又は再審への当事者の参加申請	
					審判又は再審への補助参加申請	
					商標（防護標章）登録異議申立の審理への参加申請	
(1) 特許料	特許料・登録料					

(平成一六年四月一日以降に審査請求を行う出願)

第四年から第六年まで	毎年一件につき一万六千円に一請求項につき一千五百円を加えた額	毎年一年件につき五万五千四百円に一請求項につき四千三百円を加えた額	毎年一年件につき一万九千三百円に一請求項につき五百円を加えた額	毎年一件につき二千百円に一請求項につき二百円を加えた額
第一年から第三年まで	毎年一件につき一万三千五百円に一請求項につき九百円を加えた額	*第二十一年から第二十五年にについては、延長登録の出願があった場合のみ		
(平成一六年三月三一日までに審査請求をした出願)				
第十年から第二十五年まで				
第七年から第九年まで				
第四年から第六年まで				

				三百円を加えた額
			第七年から第二十五年まで	第七年から第九年まで
		(2) 実用新案登録料	第十年から第二十五年まで	第十年から第二十五年まで
第一年から第三年まで		毎年一件につき三万二千二百円に一請求項につき三千五百円を加えた額	毎年一件につき六万四千四百円に一請求項につき五千円を加えた額	毎年一件につき二千百円に一請求項につき百円を加えた額
	(3) 意匠登録料	第四年から第六年まで	第四年から第六年まで	第一年から第三年まで
毎年一件につき八千五百円		毎年一件につき六千百円に一請求項につき三百円を加えた額	毎年一件につき一万八千百円に一請求項につき九百円を加えた額	毎年一件につき二千百円に一請求項につき百円を加えた額

		第四年から第二十年まで		毎年一件につき 一万六千九百円	注2
(4) 商標登録料		商標登録料	分納額(前期・後期支払)		
更新登録申請		一の区分につき 二万八千二百円	一の区分につき 一万六千四百円	注3	
分納額(前期・後期支払)		一の区分につき 三万八千八百円	一の区分につき 二万二千六百円		
商標権の分割申請	一件につき 三万円	一件につき 三万三千四百円	一件につき 三万三千四百円	注4	
防護標章更新登録料					

(注2) 第十六年から第二十年については、平成十九年四月一日以降の出願のみ

(注3) 商標法第四十一条の二第一項により納付する分割納付における前期分の設定登録料が旧料金（施行日前など）であった場合の、商標法第四十一条の二第一項により納付する分割納付における後期分の設定登録料は、改正法附則第二条第七項及び第三条第五項により、施行日以降の納付であっても旧料金（区分数に二万九千九百円を乗じた額）を適用する。

(注4) 商標法第四十一条の二第七項により納付する分割納付における前期分の更新登録料が旧料金（施行日前など）であった場合の、商標法第四十一条の二第七項により納付する分割納付における後期分の更新登録料は改正法附則第二条第七項及び第三

特許法等関係手数料

条第五項により、施行日以降の納付であつても旧料金（区分数に一万八千三百円を乗じた額）を適用する。

特許法等関係手数料期間の延長・期日の変更		期間経過後の期間の延長	
期間経過後の期間の延長 (特許法第50条の規定により指定された期間に係るもの)		一件につき	四千二百円
登録証の再交付請求		一件につき	五万千円
承継の届出(名義変更)		一件につき	四千六百円
証明の請求	オンライン請求	一件につき	四千六百円
書類の閲覧請求	窓口請求	一件につき	千五百円
紙原簿の閲覧請求		一件につき	千四百円
ファイル記録事項記載書類の閲覧請求	オンライン請求	一件につき	三百円
窓口請求		一件につき	六百円
オンライン請求	九百円	一件につき	六百円
求		六百円	六百円

登録事項（磁気原簿）の閲覧請求	窓口請求	一件につき	八百円					
書類の謄本の交付								
紙原簿の謄本								
ファイル記録事項記載書類の交付請求	オンライン請求	一件につき	三百五十円					
登録事項（磁気原簿）記載書類の交付請求	窓口請求	一件につき	千四百円					
登録事項（磁気原簿）記載書類の交付請求	オンライン請求	一件につき	千円					
窓口請求	一件につき	千三百円						
磁気ディスクへの記録（電子化手数料）	一件につき	八百円						
弁理士試験受験手数料	一件につき	千百円						
弁理士試験受験手数料	一件につき 一万二千円	一枚につき 千二百円に一 枚につき七百円を加えた額	注5					

（注5）支払は登録情報処理機関（財団法人工業所有権電子情報化センター）からの支払通知を以て現金にて納付してください。特許印紙での支払はできません。

弁理士試験受験手数料

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係手数料（経過措置）

国際出願手数料か らの減額	国際出願手数料					特定通常実施権登録簿の閲覧又は謄写請求	
	国際出願の用紙の枚数が三〇枚 まで	三〇枚を超える用紙	一件につき十四万五千円	一件につき十四万三千二百円	一枚につき一千七百円	一件につき五百二十円	
オンラインでした国際出願	三万二千七百円	千六百円	国際出願日が二〇一九年 一二月三一日以前のもの	国際出願日が二〇二〇年 一月一日以降のもの	国際出願日が二〇一九年 一二月三一日以前のもの	五百三十円	五百三十円
一件につき	一件につき	一枚につき	一枚につき	一枚につき	一枚につき	九百十円	七百九十円
国際出願日が二〇一九年 一二月三一日以前のもの	国際出願日が二〇一六年 一二月三一日以前のもの	国際出願日が二〇一九年 一二月三一日以前のもの	国際出願日が二〇一九年 一二月三一日以前のもの	国際出願日が二〇一九年 一二月三一日以前のもの	国際出願日が二〇一九年 一二月三一日以前のもの	三百円	三百円

国際調査の追加手 数料			調査手数料			送付手数料	
日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（日本語）	ヨーロッパ特許庁が国際調査を行 う国際出願	日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（英語）	日本国特許庁が国際調査を行う ヨーロッパ特許庁が国際調査を行 う国際出願	一件につき十五万六千円	一件につき 二十二月三一日以降のもの	三万二千三百円	一月一日以降のもの
日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（日本語）	シンガポール知的所有権庁が国 際調査を行う国際出願	日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（英語）	日本国特許庁が国際調査を行う ヨーロッパ特許庁が国際調査を行 う国際出願	一件につき二十万八千八百円	国際出願日が二〇一九年 一月一日以降のもの	一件につき 四月一日以降のもの	一月一日以降のもの
日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（日本語）	日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（日本語）	日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（英語）	日本国特許庁が国際調査を行う ヨーロッパ特許庁が国際調査を行 う国際出願	一件につき十七万三千三百円	国際出願日が二〇一九年 一月一日以降	一件につき 二十二月三一日以前のもの	一月一日以降のもの
日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（日本語）	日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（日本語）	日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（英語）	日本国特許庁が国際調査を行う ヨーロッパ特許庁が国際調査を行 う国際出願	一件につき六万円に請求 の範囲の発明の数から一 を減じた数を乗じた額	国際出願日が二〇二〇年 一月一日以降	国際出願日が二〇一九年 一月一日以前のもの	一月一日以降のもの
日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（日本語）	日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（日本語）	日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（英語）	日本国特許庁が国際調査を行う ヨーロッパ特許庁が国際調査を行 う国際出願	一件につき十二万六千円 に請求の範囲の発明数の	国際出願日が二〇二〇年 一月一日以前	国際出願日が二〇一九年 一月一日以前のもの	一月一日以前のもの

文 獻 の 写 し の 請 求 に 係 る 手 数 料	予 備 審 査 の 追 加 手 数 料	国際出願（英語）		数から一を減じた数を乗じる	四月一日以降
		日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願（日本語）	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願（英語）		
一件につき 千四百円	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願（英語）	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願（日本語）	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願（英語）	一件につき二万六千円	一件につき 二万六千円
	額	請求の範囲の発明の数から一を減じた数を乗じた額	請求の範囲の発明の数に一件につき一万五千円に	一件につき二万五千八百円	一件につき 五万八千円
	額	請求の範囲の発明の数から一を減じた数を乗じた額	請求の範囲の発明の数に一件につき三万四千円に	一件につき二万五千五百円	一件につき 二万五千五百円
	予 備 審 査 手 数 料 の 納 付 日 期	が二〇一六年四月一日以降	が二〇一六年四月一日以前のもの	納付日が二〇一九年一二月三一日以後のもの	納付日が二〇一六年四月一日以降

			書類の謄本またはファイル記録事項を記載した書面の 交付に係る手数料	一件につき 千四百円
			優先権の書類の送付の請求に係る手数料	一件につき 千四百円
			国際出願に関する書類についての証明書の交付の請求 に係る手数料	一件につき 千四百円
			先の調査の結果の送付請求に係る手数料	一件につき 千四百円
		日本国特許庁（本国官庁）へ納付する手数料		
	国際登録出願 「D M／＼1」			
	国際事務局（W I P O）に直接納付する手数料			
	基本手数料	一意匠目 二意匠目以降、一意匠ごとに	一件につき 三千五百円	
	公表手数料	一複製物（図面・写真）ごとに (複製物を書面で提出する場合) 二ページ目以降、追加ページごとに	三百九十七スイスフラン 十九スイスフラン 十七スイスフラン 百五十五スイスフラン	
		(意匠の説明が一〇〇単語を超		

追加手数料 えた場合) 一〇一単語以降一単語ごとに	二スイスフラン
(i) 標準指定手数料 (個別指定手数料の受領を宣言 している締約国以外の国等を指 定する場合)	適用される締約国につい ては【ハーグ協定の締約 国一覧】を御参照ください
等級一（指定国ごとに） 一意匠目 二意匠目以降、一意匠ごとに 等級二（指定国ごとに） 一意匠目 二意匠目以降、一意匠ごとに 等級三（指定国ごとに） 一意匠目 二意匠目以降、一意匠ごとに 等級四（個別指定手数料 （標準指定手数料に代えて、個 別の指定手数料の受領を宣言し ている締約国を指定する場合） 各締約国が指定した額 【個別指定手数料一覧】 を御参照ください	四十二スイスフラン 二スイスフラン 六十スイスフラン 二十スイスフラン 九十スイスフラン 五十スイスフラン
(ii) 個別指定手数料 (標準指定手数料は、等級一～三があります。（共通規則第十二規則①(b)）個別指定手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合、該当する等級の額の納付が必要です。 個別指定手数料は、標準指定手数料に代えて受領を宣言している締約国を指定する場合に納付が必要です。	

国際登録の存続期間の更新（五年ごと）の請求

一意匠目

二百スイスフラン

			基本手数料
放棄の記録	所有権変更の記録	その他の国際登録に係る申請に対する手数料	<p>二意匠目以降、一意匠ごとに (i) 標準指定手数料（指定国数分）</p> <p>一意匠目以降、一意匠ごとに 指定手数料</p> <p>(ii) 個別指定手数料 (標準指定手数料に代えて個別の指定手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 国際登録の存続期間満了の六月前に国際事務局から更新に関する非公式な通知が送られます。なお、この通知の不到達を理由とする支払期限超過は免責事由とはなりません。 ※ 国際登録の存続期間満了後六月以内であれば、更新基本手数料の五割増手数料を支払うことで国際登録の存続が可能となります。 <p>二十一イスイスフラン 一スイスフラン</p> <p>各締約国が指定した額 【個別指定手数料一覧】 を御参照ください</p>
放棄する国際登録ごとに	名義人の変更を申請する国際登録ごとに		十七イスイスフラン
百四十四イスイスフラン	百四十四イスイスフラン 七十二イスイスフラン		

国際登録の権利者	国際登録簿又は公表された国際登録の書類の内容に関する書面による情報の請求	見本の写真の請求	国際登録簿又は公表された国際登録の書類の項目の認証謄本の請求	国際登録簿又は公表された国際登録の書類の項目の非認証謄本の請求	公表された国際登録に関する国際登録簿の抄本の請求	限定の記録
特定の者又は法人の名称に基づく検索ごとに	一国際登録につき 同一義人の追加の国際登録について、同一の情報の請求が同時になされる場合		最初の五ページにつき（同時に請求された同一の国際登録について） 六ページ目以降、追加ページごとに	最初の五ページにつき（同時に請求された同一の国際登録について） 六ページ目以降、追加ページごとに	二十六スイスフラン 二スイスフラン	百四十四スイスフラン
八十二スイスフラン	八十二スイスフラン 十スイスフラン	五十七スイスフラン	四十六スイスフラン 二スイスフラン			百四十四スイスフラン

2251 付 錄

		の一覧表の検索		二以上の国際登録が発見された場合には、国際登録ごとに 右項目のファクシミリによる通信の割増手数料	ページごとに 十スイスフラン
国際出願関係手数料 (商標)		日本国特許庁(本国官庁)へ納付する手数料	国際登録出願		
	事後指定			一件につき 四千二百円	
	国際登録の存続期間の更新の申請			一件につき 四千二百円	
	国際登録の名義人の変更の記録の申請			一件につき 四千二百円	
	国際事務局(WIPO)へ納付する国際手数料			一件につき 四千二百円	
基本手数料(標準章が色彩付きでない場合(白黒))	九百三スイスフラン				
基本手数料(標準章が色彩付きである場合(カラー))	六百五十三スイスフラン				
一指定国ごとに百スイス					

		(2) 事後指定			(1) 国際登録出願	
付加手数料	基本手数料	付加手数料	基本手数料	個別手数料	追加手数料	付加手数料
法兰 一指定国ごとに百イス スラン	六百五十三イス スラン	個別手数料の受領を宣言 している締約国を指定す る場合 各締約国ごとに 定める額	一指定国ごとに百イス スラン	三百イス スラン	付加手数料及び追加手数 料に代えて、個別手数料 の受領を宣言している締 約国を指定する場合 各 締約国ごとに定める額	標章の国際分類の数が三 を超えた一区分ごとに百 イススラン
	注6					法兰

		(3)国際登録の存続期間の更新の申請
追加手数料		標章の国際分類の数が三を超えた一区分ごとに百イスフラン
個別手数料		個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合 各締約国ごとに定める額

(注6) 更新対象となる区分や手数料に関する留意点については、WIPO国際事務局発行の Madrid Highlight (No.4/2014) (外部サイトへリンク) 及び「国際登録の存続期間の更新申請」を参照してください。